

第104号議案

住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金の支給に係る
補正予算の専決処分について

「住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金」の支給にともなう補正予算について、地方自治法179条第1項の規定に基づき、令和5年12月11日、専決処分を行ったので以下のとおり報告する。

1. 目的

低所得世帯に対する緊急支援給付金の追加支給を実施することとなったため、住民税非課税世帯に対し、早急に住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金を支給する。

2. 専決処分とした理由

本事業に係る国の補正予算案が令和5年11月29日に成立し、物価高の影響を被る住民税非課税世帯の方々に必要な支援を可及的速やかに行うため。

3. 対象者および主な支給要件

基準日（令和5年12月1日）において世帯全員の令和5年度特別区民税が非課税である世帯

※特別区民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

4. 支給額等

(1) 支給額 1世帯に対して7万円

(2) 対象世帯数(想定値) 40,000世帯

5. 補正予算額

歳出 2,884,462千円

① 事業費 2,800,000千円 (7万円×40,000世帯)

② 事務費 84,462千円 (システム運用・保守、印刷経費、業務委託費等)

6. 事業手法

(1) 申請方法

ア 対象となる可能性があり、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(前給付金事業)を支給した世帯に、区が支給に使用した口座情報等を印字した受給承諾書を送付し、口座変更や辞退等がなければ申請不要で支給する。

イ ア以外の世帯には確認書等を送付し、必要事項を記入のうえ申請する。なお、オンラインでの申請や処理状況の確認も可能とする。

(2) 広報・周知方法

区HP、広報しながわ(1月21日号)、SNS、区各施設でのポスター・チラシ等で周知する。また関係機関に対して周知や申請サポートの協力依頼を行う。

(3) 相談窓口等

旧リボン(第3庁舎2階)にて相談受付を行う。また、342会議室にコールセンターおよび事務処理センターを設置し、事務処理を行う。

7. 実施スケジュール(予定)

- ・1月18日 コールセンター設置
- ・1月22日 受給承諾書・確認書送付・申請受付開始
- ・1月下旬～ 支給開始
- ・3月15日 申請受付期限